

容器包装リサイクルワーキンググループの 活動状況について

平成29年2月28日

経済産業省 産業技術環境局

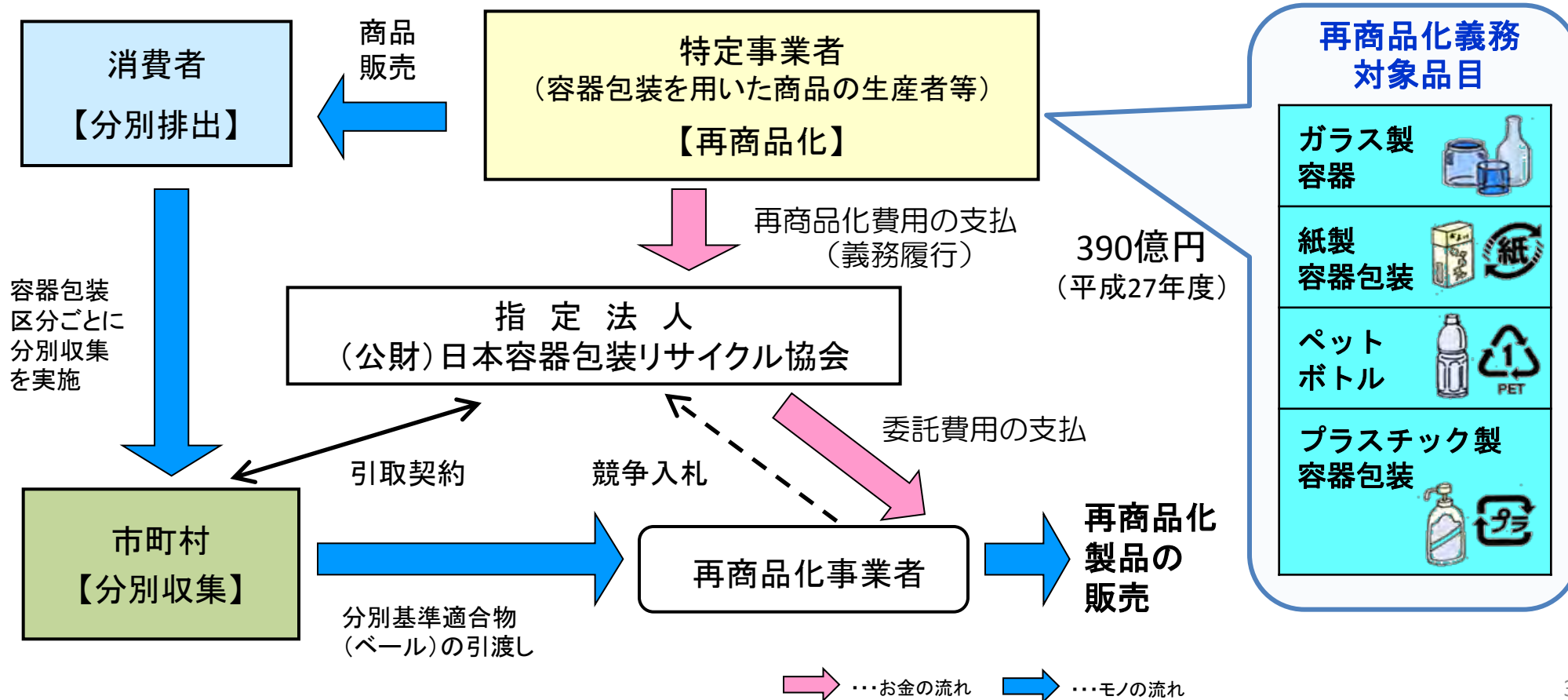
リサイクル推進課

容器包装リサイクルWGの活動状況について

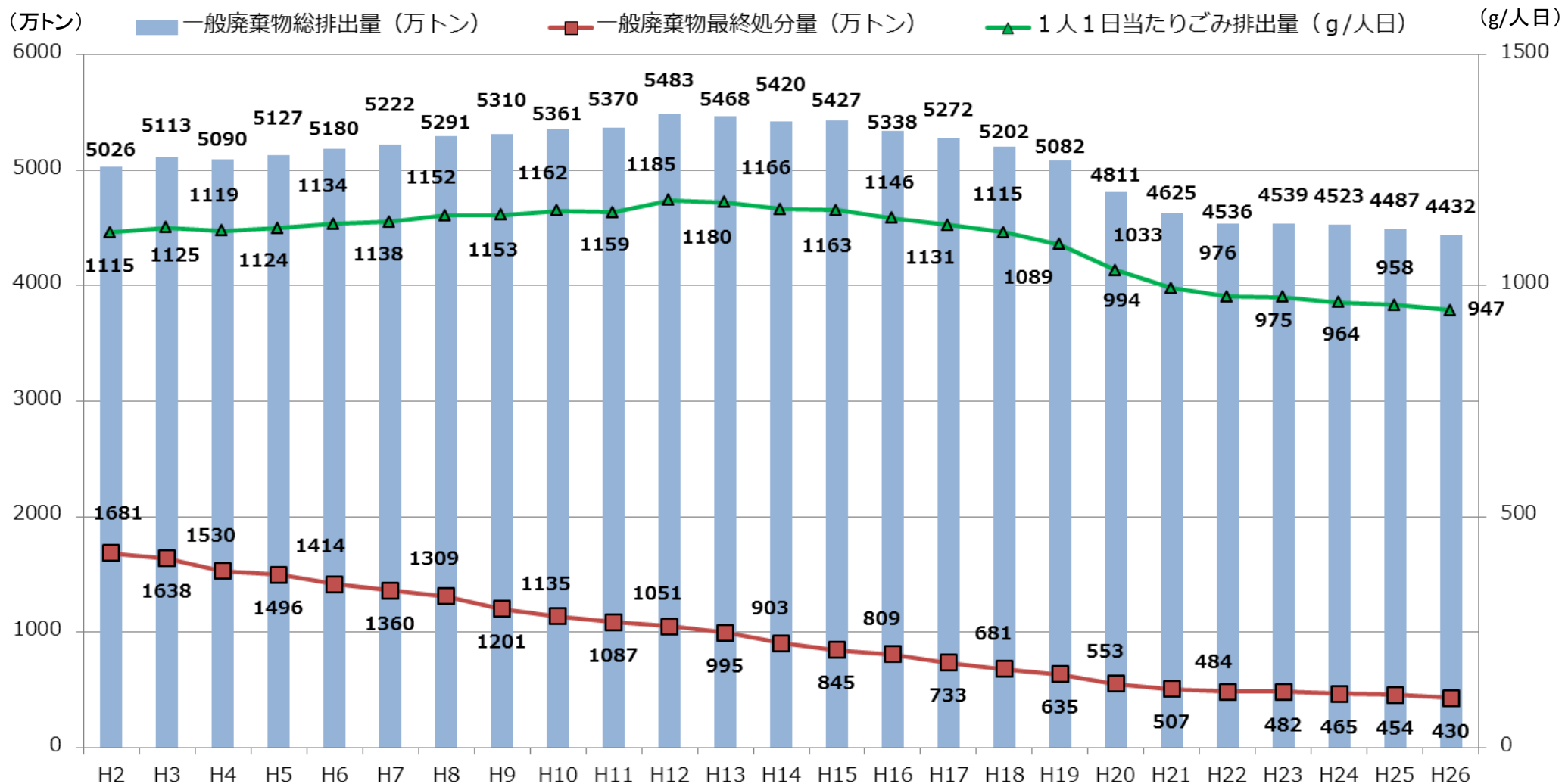
- 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年施行。以下「容器包装リサイクル法」という。)については、施行10年後の平成18年に容器包装リサイクル法の一部を改正する法律(以下「改正容器包装リサイクル法」という。)が成立し、平成20年4月に完全施行された。
- 改正容器包装リサイクル法では、同法の附則に基づき、施行後5年を経過した場合において、法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとされている。
- これを受け、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合(以下「合同会合」という。)では、平成25年9月から合同会合を開催し、容器包装リサイクル法の施行状況の点検、関係者からのヒアリングを行い、今後の容器包装リサイクル制度の在り方に関する個別論点ごとに検討を行い、平成28年5月に「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」をとりまとめた。

容器包装リサイクル制度の概要

- 家庭ごみの太宗（容積比約6割、重量比約2～3割）を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等によりその減量及び資源の有効利用の確保を図るため、以下の再商品化義務対象品目について再商品化等の仕組みを構築。
- 家庭から排出される容器包装廃棄物について、消費者による分別排出、市町村による分別収集、事業者による再商品化という関係者の適切な役割分担の下でリサイクルを促進するための制度。

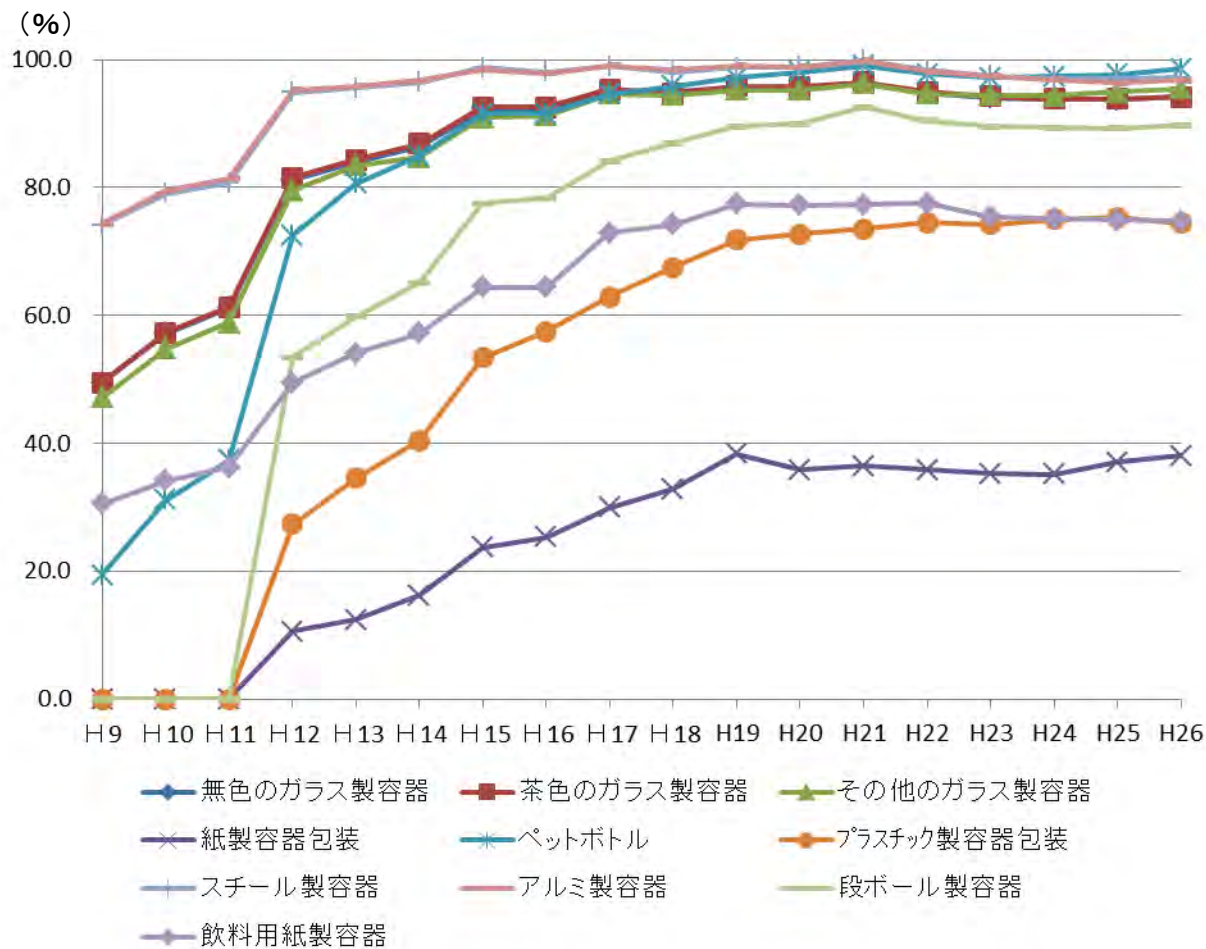


一般廃棄物排出量、最終処分量等の推移



(出所) 環境省「日本の廃棄物処理(平成26年度版)」(平成28年3月)

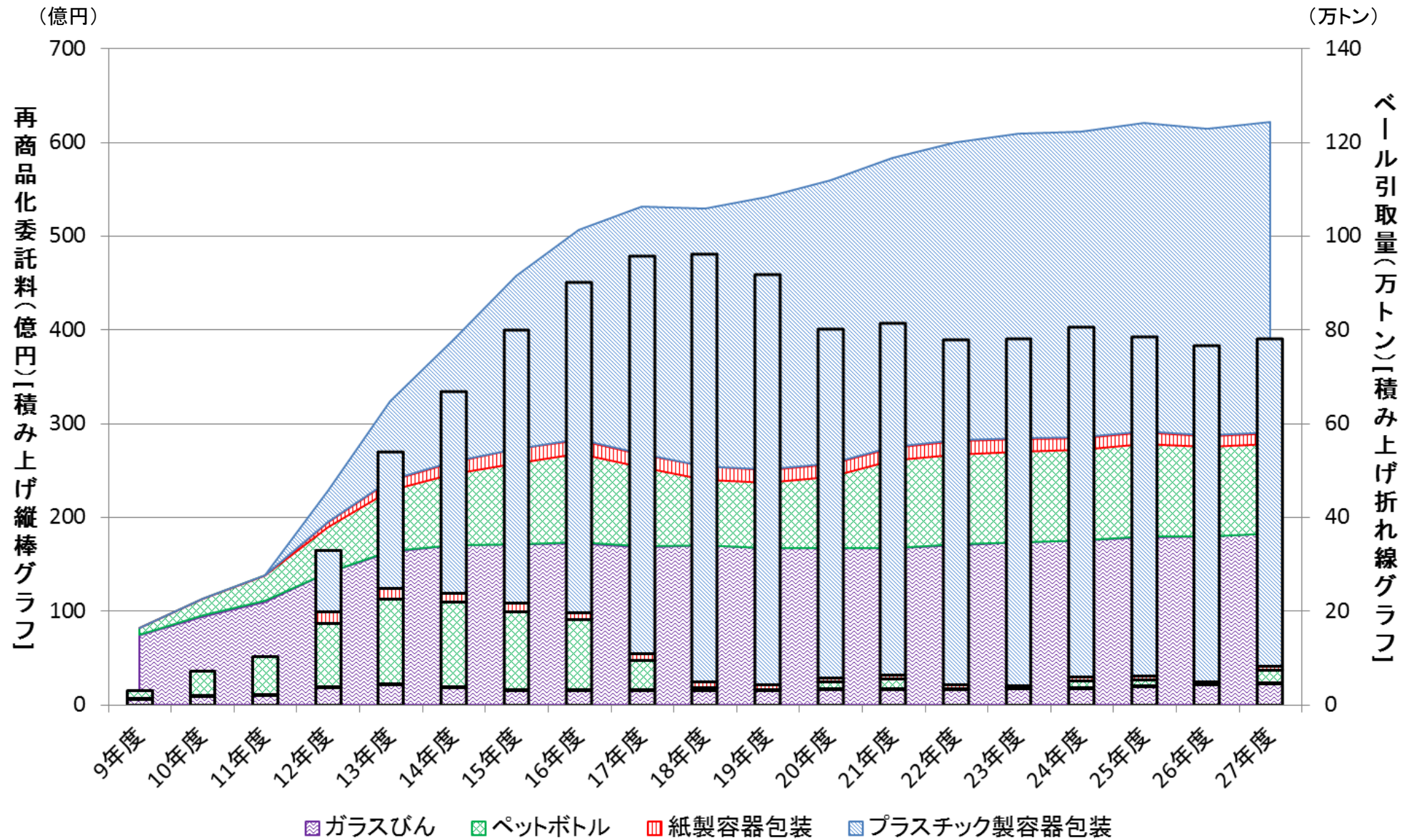
全市町村に対する分別収集実施市町村の割合の推移



品目	H26年度 実施市町村 数の割合 (%)	H26年度 人口カ バー率 (%)
無色のガラス製容器	94.2	98.5
茶色のガラス製容器	94.2	98.4
その他のガラス製容器	95.5	98.0
紙製容器包装	38.0	35.6
ペットボトル	98.6	99.5
プラスチック製 容器包装	74.4	85.3
スチール製容器	97.2	97.5
アルミ製容器	96.8	97.8
段ボール製容器	89.8	93.4
飲料用紙製容器	74.7	85.6

(出所)環境省

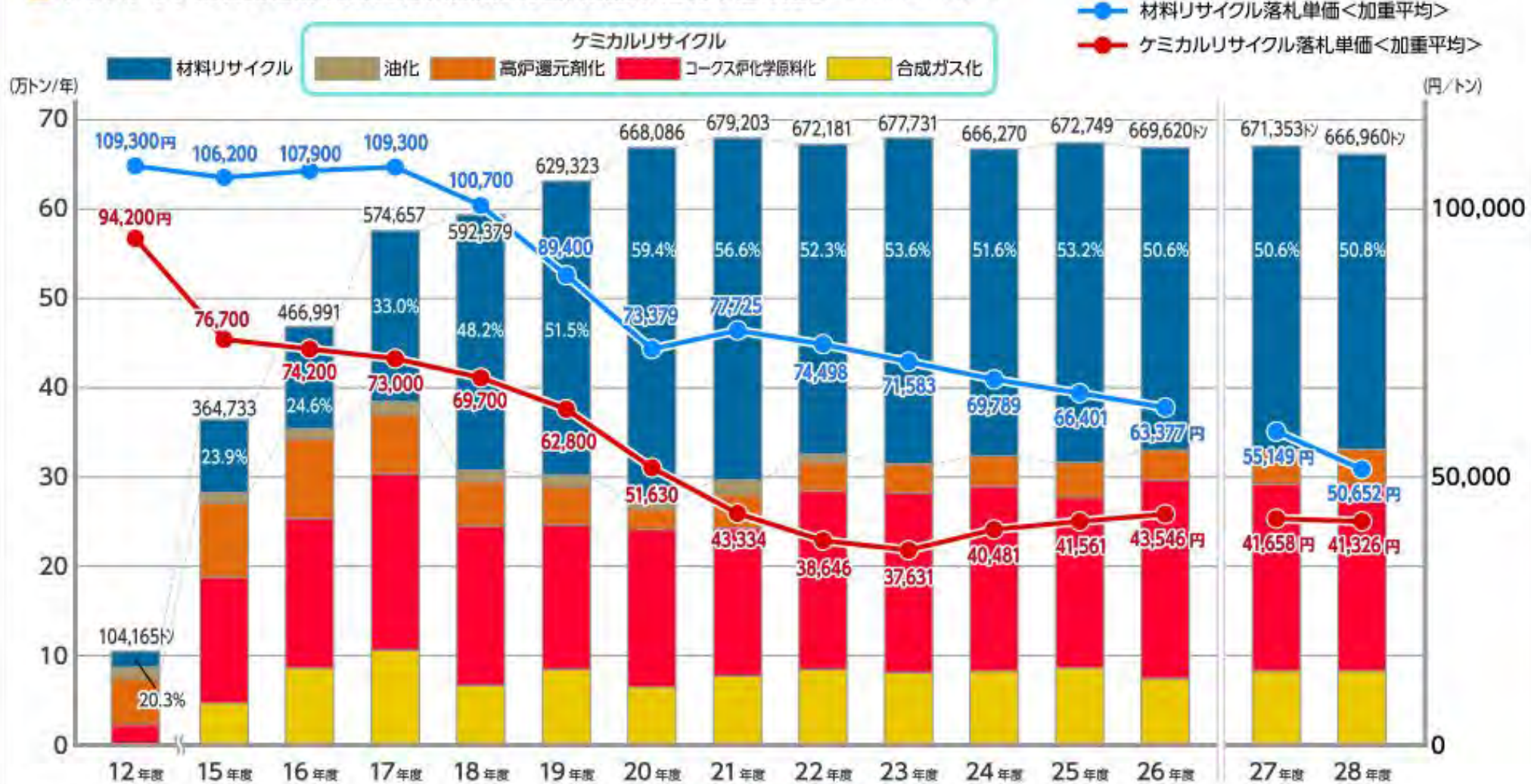
容器包装リサイクル協会におけるべール引取量及び再商品化委託料総額の推移



(出所)(公財)日本容器包装リサイクル協会

プラスチック製容器包装廃棄物(ペットボトルを除く)の落札状況

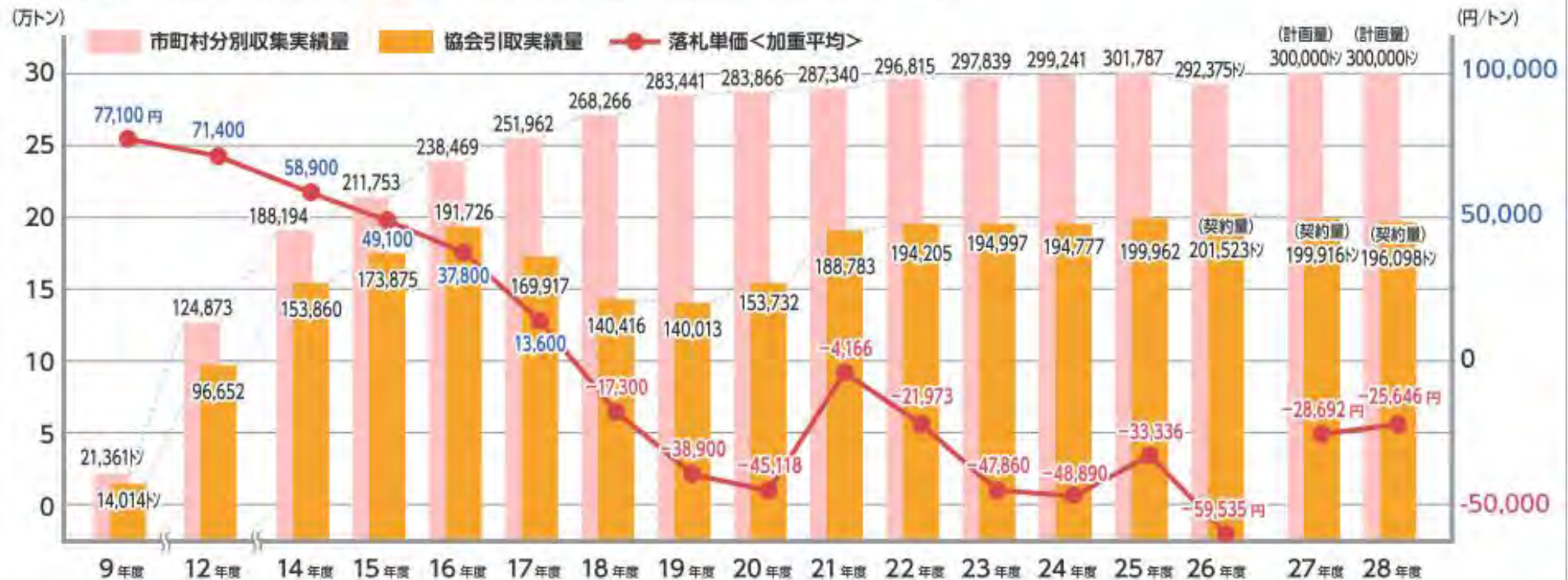
プラスチック製容器包装 再商品化手法別落札量構成比、落札単価の推移 (白色トレイを除く)



※落札単価は、平成9～25年度は消費税5%込み、26年度は消費税8%込み、27年度以降は消費税抜きで表示しています。

PETボトルの落札状況

■ PETボトルの市町村分別収集実績量、協会引取実績量、落札単価＜加重平均＞の推移



※20年度「協会引取実績量」は期中追加分を含みます。

※25～27年度は上期・下期の年2回入札でしたが、表示されている数値はすべて通期分です。

※落札単価は、平成9～25年度は消費税5%込み、26年度は消費税8%込み、27年度以降は消費税抜きで表示しています。

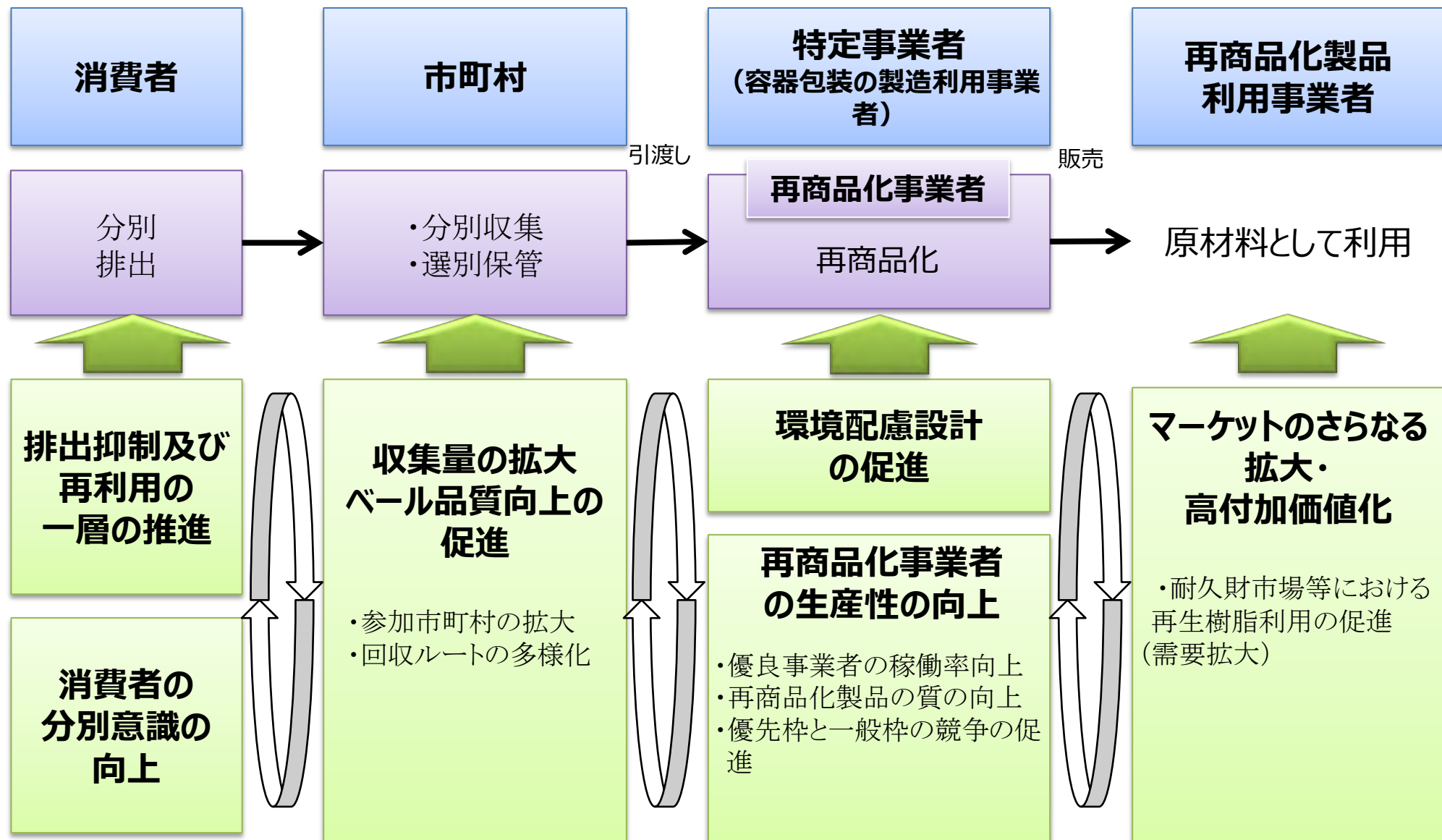
市町村が負担する分別収集・選別保管費用(平成22年度実績)

分別収集・選別保管費用の全国推計結果(管理部門費を含めた場合)

	回答市町村の費用実績 (百万円/年)			全国推計結果 (百万円/年)			
	分別収集 部門	選別保管 部門	管理部門	分別収集 部門	選別保管 部門	管理部門	分別収集部 門+選別保 管部門+管 理部門
スチール缶	16,354	6,809	4,454	18,776	8,160	5,041	31,977
アルミ缶	12,671	3,947	3,757	14,390	4,654	4,220	23,264
びん	18,639	20,148	4,514	21,230	23,907	5,099	50,236
ペットボトル	22,382	9,506	4,986	25,172	11,039	5,575	41,786
プラ容器包装	42,711	20,977	8,554	47,232	23,862	9,412	80,507
白色トレイ	984	136	214	1,276	191	276	1,742
紙パック	1,363	116	482	1,571	141	553	2,264
段ボール	7,343	3,322	2,908	8,358	3,937	3,281	15,576
紙製容器包装	1,119	685	587	1,240	816	649	2,705
合計	123,567	65,644	30,457	139,246	76,707	34,106	250,058

出所: 環境省

容器包装リサイクル制度の在り方と議論の方向



リサイクルに係る規格について

再生材利用のための基盤整備

● 包装の環境配慮に関する規格
JISZ0130・ISO18600

● プラスチック廃棄物の回収とリサイクル
ISO 15270

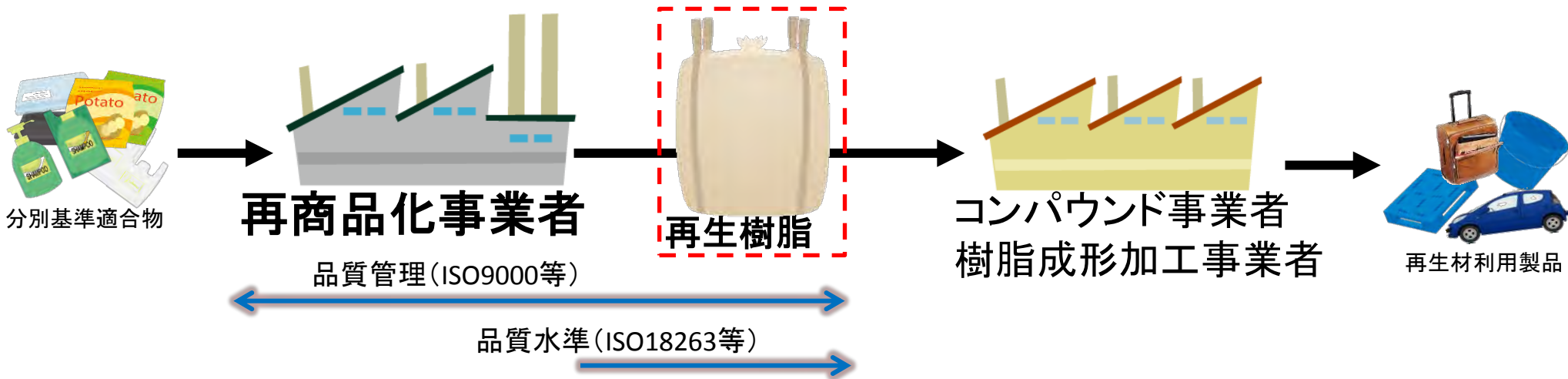
● 包装由来PP及びPE樹脂に関する規格
ISO 18263(JIS策定中)

● 品質マネジメントシステム(JISQ9001)
分野別(再生プラスチック)指針(JISQ9091)

● 再生材の利用に関する規格

- ・再生プラスチック製の杭、棒等(JISk6931)
- ・再生プラスチック製の標識杭(JISk6932)
- ・クーラーボックス(JISs2048)
- ・パレット(JISz0606)
- ・再生プラスチック製雨水升(JISa5731)
- ・車止め、中央分離帯、定規 等

「ものづくり」としての再商品化



【品質管理＋水準表示】



- ・品質が安定。
- ・コンパウンドの工程管理が行いやすい。
- ・成形加工も行いやすく、歩留まりは悪化しない。
- ・品質の水準が高ければ、それに応じた価格で購入することも可能。
- ・バージン樹脂との代替率が高ければ、環境特性も向上。

【廃棄物の処理、若しくは品質管理・水準表示のどちらか一方】



- ・樹脂の検収時に、初めて品質が判明。
- ・品質が不安定だと、コンパウンドの工程管理コスト上昇、歩留まり悪化。
- ・品質が低く・不安定だと、値段がつけられないことも。
- ・バージン樹脂との代替率が低ければ、環境特性が低下。

【現状と成果】

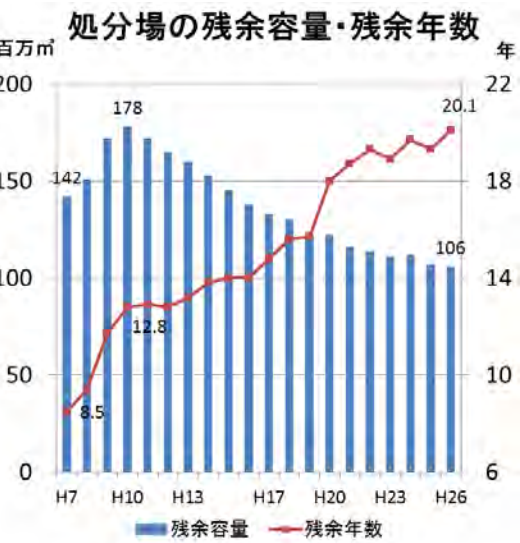
平成12年の完全施行から15年が経過し、容器包装廃棄物の分別収集・選別保管及び再商品化は着実に進展。消費者による分別排出の取組が定着し、国民の環境への関心や3 Rに対する意識が醸成・向上し、国民一人一日当たりごみ排出量や一般廃棄物総排出量の削減に寄与。市町村は消費者に対する啓発や収集量の増加、バール品質の向上に貢献し、特定事業者は再商品化を担うとともに、容器包装の軽量化・薄肉化等を通じて排出抑制にも努力するなど、各主体の取組が進んだ。

【評価と課題】

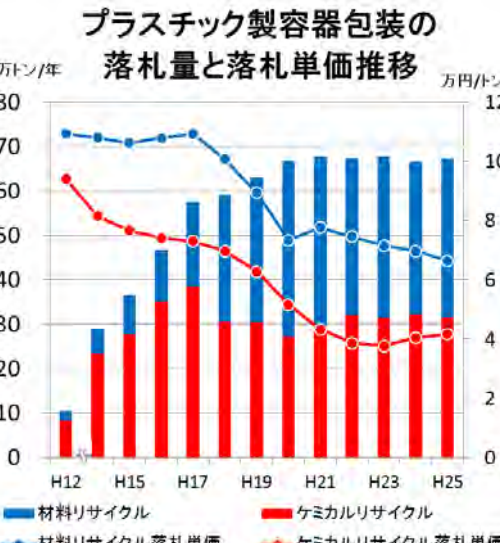
循環型社会の形成の必要性や資源の有限性を踏まえれば、より一層容器包装リサイクル制度における取組を推進していくことが必要である。加えて、容器包装のライフサイクル全体を通じた3 Rの高度化の取組を一層進め、容器包装リサイクル制度の改善を図っていくことで、環境や雇用、グリーン成長等を促していく必要がある。

また、持続可能なグリーン成長のためには、これまで以上に、再商品化の生産性向上等により、再商品化事業をより付加価値の高い産業に転換していく観点を持つ必要がある。

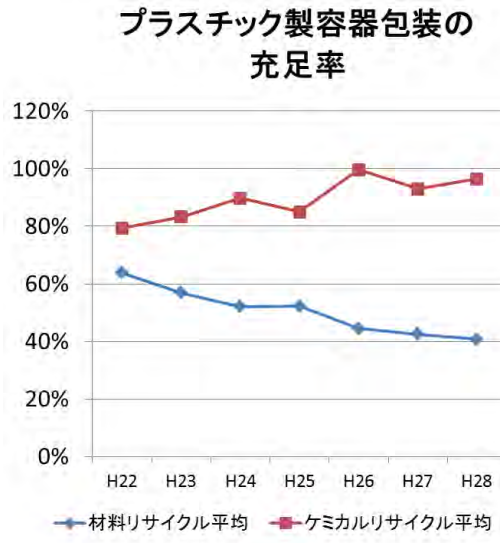
各々の課題の要因は複合的に関連していることから、個々個別の対策だけでは十分な効果が得られない側面があるため、複合的に関連する課題を総合的にとらえて対策を講じることが重要である。こうした認識に立ち、以下のような課題を検討すべきである。



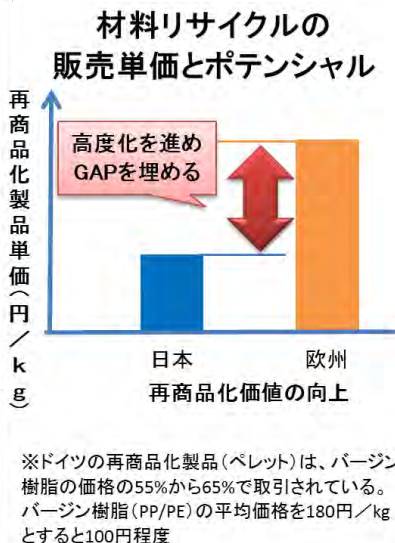
出所：環境省「日本の廃棄物処理（平成26年度版）」



出所：日本容器包装リサイクル協会HPより経産省作成
説明：H12～H26までは消費税5%込、H27は消費税8%込



出所：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
説明：充足率とは協会が設備能力を調整し算出した落札可能量に対する落札量の比率。全事業者の落札可能量が申請値の90%に調整されているため充足率は高く算出される。



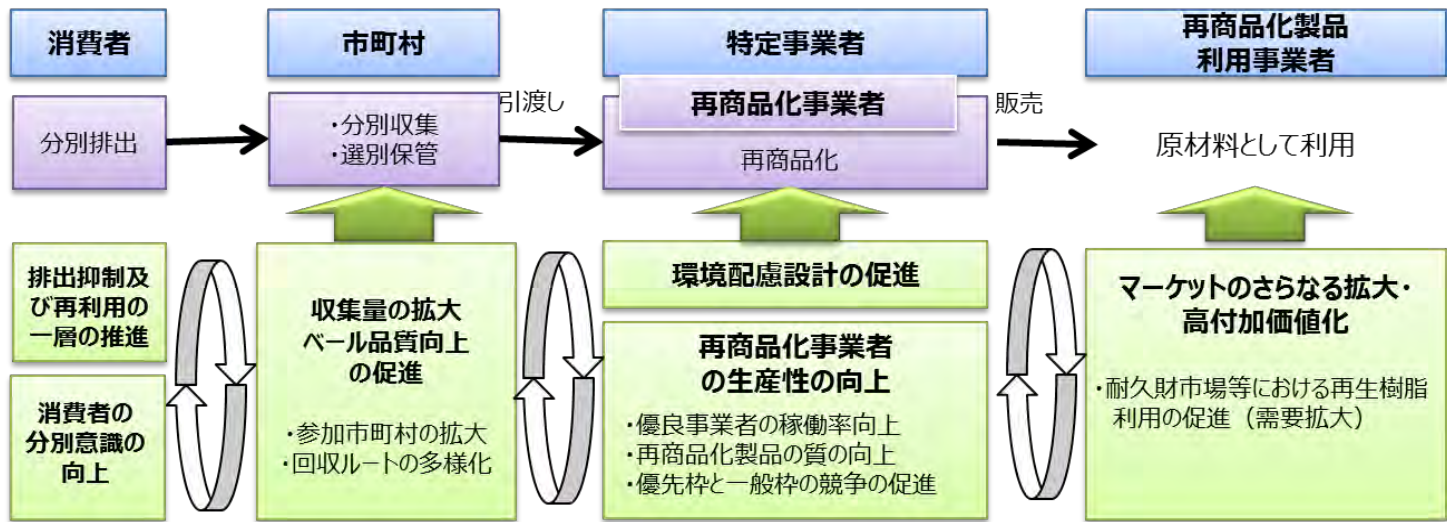
※ドイツの再商品化製品（ペレット）は、バージン樹脂の価格の55%から65%で取引されている。バージン樹脂（PP/PE）の平均価格を180円/kgとすると100円程度

【見直しに向けた検討の基本的視点】

一層の3 Rの推進のための取組を通じて、更なる環境負荷低減と社会全体のコストの削減を図り、循環型社会の形成を推進するため、次のような基本的視点に沿って、容器包装リサイクル制度の見直しを行うことが必要。

(1)環境負荷低減と社会全体のコストの低減、(2)容器包装のライフサイクル全体を視野に入れた3 Rの推進、(3)消費者、自治体、特定事業者、再商品化事業者等との協働

これらの視点に加えて、課題の要因は複合的に関連しているため、課題を一体的に捉えて検討を進めるとの視点も重要。また、環境負荷低減と社会全体のコストの低減を効果的に進めるには、各主体の取組費用の透明化・課題分析を図りつつ、各主体間の相互理解の向上を促す視点も重要。



【考えられる施策の例】

リデュース・リユースの推進	分別排出・収集・選別保管	再商品化	その他
○環境配慮設計に関する手引き等の活用や優良事例の共有 ○環境配慮設計の手順の標準化等による容器包装の各個別事業者によるレビューの促進 ○環境配慮設計等に積極的に取り組む事業者への表彰 ○小売業事業者に係る排出抑制の取組の一層の推進 ○容器包装使用量が特に多い業界における業態特性を踏まえた自主的目標の設定と取組の一層の展開及び取組状況の検証 ○地域における関係者からなる協議会等による連携した取組の促進 等	○効率的な実施の自治体の事例の共有や消費者への情報提供等の主体間連携を促進 ○自治体費用の調査実施とそのデータの公表 ○一般廃棄物会計基準の導入 ○選別一体化による社会全体のコストの低減効果や制度的課題を把握するための実証研究を検討・実施 ○店頭回収される廃ペットボトル等の廃掃法の再生利用指定制度の活用促進 ○入札制度の見直し等を通じた拠出金制度の再活性化 ○市民に分かりやすい識別表示や収集量の拡大の観点からの識別表示の検討 等	○再商品化事業者が、競争環境の下で製品や製造の研究開発等の促進を通じ、素材産業化を目指す製造事業者として成長できる環境の整備 ○総合的評価制度で評価の高い再商品化事業者の稼働率をより高める等の入札競争上の措置 ○総合的評価制度について、再生材の質の向上に寄与する評価の重点化、評価項目の絞り込み ○再生樹脂の物性の規格化やその活用 ○収率基準に関して、再商品化製品の新規需要の開拓に向け優良事業者による高品質な再生材の生産について先駆的・試行的な取組 ○低炭素で3 Rを推進する高度技術の実証試験等、研究開発・設備投資の促進、金利優遇措置 等	○指定法人の再商品化業務の効率化のための点検作業を実施 ○指定法人において廃ペットボトルの再商品化業務の効率化のための点検作業 ○独自処理を行っている市町村に対する聞き取り調査の実施 ○ただ乗り事業者への厳格対応(指導や公表等の措置)を講じる 等